

## かつしかフードフェスタ 2018 出展者募集要項

### 1 概要

#### (1)主催

葛飾区フードフェスタ実行委員会（構成：葛飾区、葛飾区商店街連合会、一般社団法人葛飾区観光協会、葛飾区食品衛生協会、東京商工会議所葛飾支部）

#### (2)趣旨

かつしかフードフェスタの開催を通じ、葛飾区内の飲食店・食品製造小売業の魅力を区内外に広く発信し、地域産業の活性化と賑わいの創出を図ります。そのため、イベント当日の賑わいだけでなく、出展をきっかけとした経済効果を生み出すことに重きを置いて運営しております。本イベントでは、来場者が店舗に再訪問すること（Re-visit）を促進するため、来店特典付きのパフレットやスタンプラリーなどを実施しています。

5回目となる今回は、「おもてなし」「上質な料理」「お求めやすい価格」をキーワードに、かつしかフードフェスタでしか体験できない特別な時間の提供を目指します。

以上の趣旨を理解し、ご賛同いただける出展者を募集します。

#### (3)開催場所

新小岩公園（西新小岩 1-1-3）

#### (4)実施日時

1日目：平成30年11月17日（土）10時から16時まで

2日目：平成30年11月18日（日）10時から16時まで

#### (5)目標来場者数

7万5千人

《前回来場者数6万8千人（初日1万5千人、2日目5万3千人）》

#### (6)ブース種類・募集数

出展ブース数50ブース

##### ①Aブース・・・5ブース

プレハブで「調理」または「販売」を行うブース。給排水、冷蔵（冷凍）庫を備える。保健所の規定によりテントで提供できない食品（生ものなど）を取り扱う。

調理を行う場合、提供できるメニューは1種類に限定する。販売を行う場合は、提供できるメニュー数に制限はない。調理と販売の両方を行うことはできない。

出展事例：寿司、うどん、つけめん、海鮮丼、パフェ、シュークリームなど

##### ②Bブース・・・30ブース

テントで「調理」を行うブース。給排水、冷蔵（冷凍）庫を備える。提供できるメニューは1種類に限定する。

出展事例：ラーメン、唐揚げ、餃子、うな井、カレーライス、もつ煮、鍋 など

### ③Cブース・・・15ブース

テントで「販売」を行うブース。提供できるメニュー数に制限はない。会場での調理・加工は一切できない。洋生菓子を販売する場合は別途冷蔵ショーケース等が必要。

出展事例：和菓子、洋菓子、せんべい、パン、焼き菓子、おにぎり、お弁当 など

## 2 出展スケジュールについて

4月～5月	出展希望者個別相談
5月10日11日	出展者募集説明会（出展申込書の配付）
5月31日	出展申込書 提出締め切り
6月	出展審査
7月上旬	出展者決定通知・出展料支払案内の発送
7月13日頃	出展料の納入期限
7月下旬～8月上旬	保健所による事前立ち入り検査
8月22日	出展者説明会（1回目）、出展ブースの決定
9月上旬	出展調査書・パンフ記載情報提出期限、価格の決定
9月	ポスター掲出・チラシの店頭配布
9月～10月	保健所による表示指導
11月8日	出展者説明会（2回目）
11月16日	会場搬入
11月17日18日	フードフェスタ当日
翌1月上旬	事後報告書の提出期限

### (1) 出展希望者個別相談

出展を検討される店舗様を対象に、個別の出展相談を行う。

### (2) 出展申込

出展者募集説明会（5月10日11日）にて出展申込書を配付する。出展者募集説明会に出席していない店舗の出展は認めない。

出品するメニューや店舗情報等を記入の上、5月31日までに提出すること。6月1日以降、申込書の提出や内容の訂正、申し込みの取り下げは認めない。

### (3) 出展審査

出展申込数が募集ブース数を上回る場合、実行委員会は下記の項目や実施能力等を総合的に審査し、出展者を決定する。

- ① メニューの創意工夫（見栄え、食べやすさ、アレンジ、価格）
- ② 過去出展時の実績・規約違反等

- ③ 出展回数（新規優先）
- ④ 商品ジャンル（メニューのバランスに配慮）
- ⑤ 店舗所在地（地域の偏りに配慮）
- ⑥ グルメイベントへの出展実績

#### (4) 決定時期および決定通知

出展者の決定は平成 30 年 7 月上旬を予定。申込者全員に決定通知書を送付する。  
決定通知と同時に出展料の支払い案内を送付。

#### (5) 出展ブースの決定

業種や設備配置、発生する煙、予想される混雑等を勘案して実行委員会が出展場所を決定する。出展場所に選択の余地がある場合は、出展者説明会の際、抽選にて決定する。

#### (6) 出展者等の公表

出展者および出展内容については、かつしかフードフェスタの公式サイト等で公表する。

### 3 出展に必要な費用

#### (1) 出展料（2 日間）

**100,000 円（全ブース共通）**

#### (2) 附帯設備使用料（2 日間）

**10,000 円（A・B ブースのみ）**

#### (3) その他、出展者にお支払いただく費用

- ① 調理器具等のレンタル費用・プロパンガス使用料（運営事務局から借りる場合のみ）
- ② 1500W を超える電源設置費用（100V1500W コンセント 1 口 3000 円で追加）
- ③ ゴミ処理費用（運営事務局に処理を依頼する場合、90L ゴミ袋 1 袋あたり 500 円、食用油一斗缶 1 個あたり 500 円で処理する）

#### (4) 出展料の支払い方法

出展審査後、出展決定者に対して出展決定通知と出展料支払案内を送付する。案内に記載の指定銀行口座及び振込期限に従って 3(1)の出展料及び(2)の附帯設備使用料（該当する場合のみ）を振り込むこと。振込手数料は出展者負担とする。

#### (5) 出展料が期日までに支払われない場合

振込期日までに支払われない場合、出展決定を取り消す。

### 4 出展資格

出展申し込みの資格者は、申込書の提出時点からフードフェスタ終了までの期間において、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 葛飾区内に固定店舗を構え、出展内容に対応した営業許可を有している「飲食店」また

は「食品製造小売業」であること。食品製造小売業については、出展する商品の製造および販売を行っていること。※一般消費者向けに販売をしていない食品製造業は対象外。

- (2) 葛飾区商店街連合会、葛飾区食品衛生協会、葛飾区観光協会、東京商工会議所葛飾支部のいずれかから、フードフェスタの出展推薦を受けられること。※「出展推薦」はいずれかの団体への加入が必要。
- (3) 過去3年間において、食品衛生法および食品表示法、またそれらに基づく法令等に違反し、行政処分を受けたことがないこと。
- (4) 過去にかつしかフードフェスタで重大な出展規約違反をしていないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと。

## 5 出展条件

- (1) 出展料の納付及び各種提出物の締め切りを順守すること。
- (2) 出展者説明会（8月22日および11月8日）に必ず出席すること。
- (3) 1（4）の営業日時を厳守すること。開始時刻前および終了時刻後の販売は認めない。
- (4) 営業時間中に商品がなくなるべく欠品することが無いよう、余裕を持った出展計画を立て、在庫の管理や補充について対策を行うことが望ましい。
- (5) 商品が完売となった場合でも、イベント終了時刻までブースにスタッフを残し、自店のPR活動や行列整理など他店のサポートを行うこと。
- (6) 標準装備に含まれない調理器具等については、出展者の費用負担において搬入・設置・撤去を行うこと。
- (7) ブースでの売り上げ（販売商品数）を各日、運営事務局指定の様式で報告すること。
- (8) 開催1か月後を目処に、事業効果を運営事務局指定の様式で報告すること。
- (9) 来場者の実店舗への誘導を図るため、フードフェスタ開催後にパンフレットを持参の方に対する特典を用意すること（例：10%オフ、ワンドリンクサービス、1000円以上お買い上げで1つサービス等）。
- (10) 出展者はブースに並んだ列の整理及びブース周辺の清掃を行うこと。それに必要な専任の要員を、ブース内で従事する要員とは別に2名以上確保すること。
- (11) ブース撤収時、運営事務局による原状復帰の確認に立ち会うこと。
- (12) 調理等で発生したゴミは原則各自持ち帰ること。ただし、運営事務局に別で定める価格で処理を依頼することもできる。
- (13) 消防署が実施するフードフェスタ当日朝の実査に立ち会うこと。

## 6 出展商品について

- (1) 出展商品は会場内で飲食可能なものに限る。
- (2) 出展申込時に届け出た商品以外の提供・販売は認めない。実行委員会が指示する場合を除き、出展商品の変更はできない。

- (3) A ブース（調理）及び B ブースで提供できるメニュー数は原則 1 種類とする。トッピング追加やソースの味を変える、量の異なる提供（大盛、並盛、2 個セット、5 個セットなど）、丼物の具のみを提供（例：うな丼の鰻のみ提供）はこの限りでない。
- (4) A ブース（調理）及び B ブースの仕込みは営業許可取得施設（調理場等）で行うこと。会場での材料切断や成形は認めない。
- (5) A ブース（販売）で提供するメニュー数に制限は設けないが、提供商品は全て衛生的な許可取得施設で調理済みのものに限る。会場での調理・加工は認めない。
- (6) C ブースで提供するメニュー数に制限は設けないが、提供商品は全て衛生的な許可取得施設で調理・包装済みのものに限る。会場での調理・加工・包装は認めない。ただし、包装済みの商品を会場でさらに箱や袋に詰めることは、この限りでない。
- (7) 葛飾区内の固定店舗で購入可能な商品を提供すること。本イベント限定の出品は認めない。ただし、申し込み時点で店頭販売していない商品であっても、フードフェスタ開催日以降に提供可能であれば出品を認める。その場合、開催前に運営事務局や保健所が求めた際には必ず商品を提出できること。
- (8) 通常営業と異なる価格や量に変更すること、食品衛生上の理由で調理工程や材料の変更をすることは妨げない。
- (9) 会場で販売する価格は 9 月上旬に提出の出展調査書にて届け出ることとする。以降の価格変更は認めない。
- (10) 価格表示は税込とすること。会計にかかる時間を短縮するために、極力おつりを必要としない価格設定が望ましい。
- (11) 来場者が複数のブースを「はしご」できるよう、通常サイズのほか「ハーフサイズ」の提供を推奨する。
- (12) 原則として事前に届け出た価格で販売することとするが、実行委員会が指定した時刻以降であれば、値下げして販売することを妨げない。
- (13) 飲料類（ソフトドリンク、アルコール類等）の販売は、実行委員会が指定した事業者が行うため、各店舗での販売は認めない。
- (14) 実行委員会が企画する本イベントの PR 活動（食レポ取材、ステージイベント、スタンプラリー等）に可能な範囲で参加・協力すること。

## 7 保健所の指導について

- (1) 食品衛生法および食品表示法など関連法令を順守すること。
- (2) 保健所発行の「臨時出店者が出店する場合には」に定める臨時出店の要件を順守すること。A ブースの出展者については、「食品関係営業許可」の施設基準を順守すること。
- (3) A ブースの出展者は、食品衛生責任者の資格を保有する者が常駐すること。
- (4) 保健所による調理場への事前立ち入り検査及び食品の検査を受けること（7 月下旬～8 月上旬の平日午前中に実施する。日程等は出展者決定後に通知する。要立ち会い）。

- (5) 事前立ち入り検査において食品衛生上の問題を指摘された場合は、保健所の指導に従い問題点を改善すること。なお、食品の検査で問題点があり、再検査においても改善が認められなかった場合は出展資格を喪失するか、自費にて再検査を行うものとする。
- (6) 保健所が実施するフードフェスタ当日朝の検査に必ず立ち会うこと。
- (7) 調理ブースでは提供する商品のアレルギー表示（主要 7 項目）を把握し、ブース店先に表示すること。
- (8) 販売ブースで提供する商品には食品表示法で定める表示（原材料、消費期限、製造者、アレルギーなど）を必ず貼付すること。
- (9) 保健所が承認した出展商品や調理工程を無断で変更してはならない。事前の届出と異なる商品や調理工程が見つかった場合は、当該商品の販売を中止とする。

## 8 出展取り消し・辞退について

### (1) 出展の中止・変更について

次に掲げる事項が発生した場合、実行委員会は当該出展者に対し是正を命じる。直ちにその指示に従わない場合は、開催期間開始前後に関わらず、当該出展者のフードフェスタへの出展中止・変更を命じることができる。その際、出展料等は返金しない。

- ① 出展料の未納、各種提出物の未提出
- ② 出展規約や関係法令等の違反
- ③ 保健所および消防署の実査・検査に応じない、指導に従わない。
- ④ 食中毒等事故（疑いの場合も含む）
- ⑤ 他出展者の営業やイベント開催に著しい支障を与える行為

### (2) 出展の辞退について

出展者決定後の辞退は認められない。ただし、出展者のやむを得ない事情により出展できない場合、出展者は書面にて運営事務局に届けること。その際、出展料等は返金しない。

## 9 生産物賠償責任保険・その他の賠償責任について

- (1) 来場者に提供した商品が原因の損害（食中毒・異物混入等）は、主催者が加入する生産物賠償責任保険（PL 保険）で対応する。
- (2) フードフェスタ出展に関連する事故や苦情があった場合は、開催期間中・終了後に関わらず、速やかに運営事務局に報告すること。
- (3) その他、出展者が会場や他の出展者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとする。

## 10 開催中止と損害責任について

### (1) 開催中止判断について

実行委員会は、イベントが開催される会場が入場に不適當となった場合、または災害、天災他の不可抗力原因により開催が困難となった場合は、実行委員会の判断によって会期を変更（短縮）、もしくは開催を中止することがある。

### (2) 出展料の返金について

出展料については悪天候やその恐れ、テロ予告など偶然な事由（地震・噴火・洪水・津波を除く）により、各開催日が中止となった場合のみ、出展者に対して必要経費を差し引いた金額を返金する。開催途中で中止となった場合は返金しない。

### (3) 出展料以外の損害について

実行委員会は変更・中止によって生ずる損害、費用の増加、その他不利な事態について、一切責任を負わないものとする。

## 11 出展条件の順守

出展者は、実行委員会が定める一連の出展条件等について、これを順守することに同意しなければならない。

## 12 出展者が提出した情報の第三者提供について

調査書・報告書・商品写真等の出展者が提出した情報について、実行委員会は出展者の同意なく第三者に提供することができるものとする。ただし、個人情報については必ず出展者の同意を得たうえで提供するものとする。

### 13 出展ブースの仕様について

#### Aブース（プレハブ調理・販売タイプ）

サイズ	間口約 4.2m×奥行約 2.2m
備品等	テーブル 2 台、付帯設備、蛍光灯、100V 電源（1500W まで）
備考	商品が「臨時出店者が出店する場合には」に規定されていないもの。調理を行う場合、提供メニューは 1 品目に限る。販売を行う場合はメニュー数に制限なし。



#### Bブース（テント調理タイプ）

サイズ	間口約 3.6m×奥行約 2.7m
備品等	テーブル 2 台、付帯設備、蛍光灯、100V 電源（1500W まで）、テント上看板取り付けフレーム
備考	提供できる商品は「臨時出店者が出店する場合には」に規定されたもののみ。提供メニューは 1 品目に限る。



#### 付帯設備（予定）

シンク（2 槽式）、ガス給湯器（プロパンガス 10kg 付き）、手洗い器、手指消毒液、冷蔵庫または冷凍庫、消火器、給排水設備、グリストラップ、冷蔵庫（棚サイズ 1 段 W600mm×D450mm×H600mm。3 段分。）カラーコーン 8 個、コーンバー 6 本

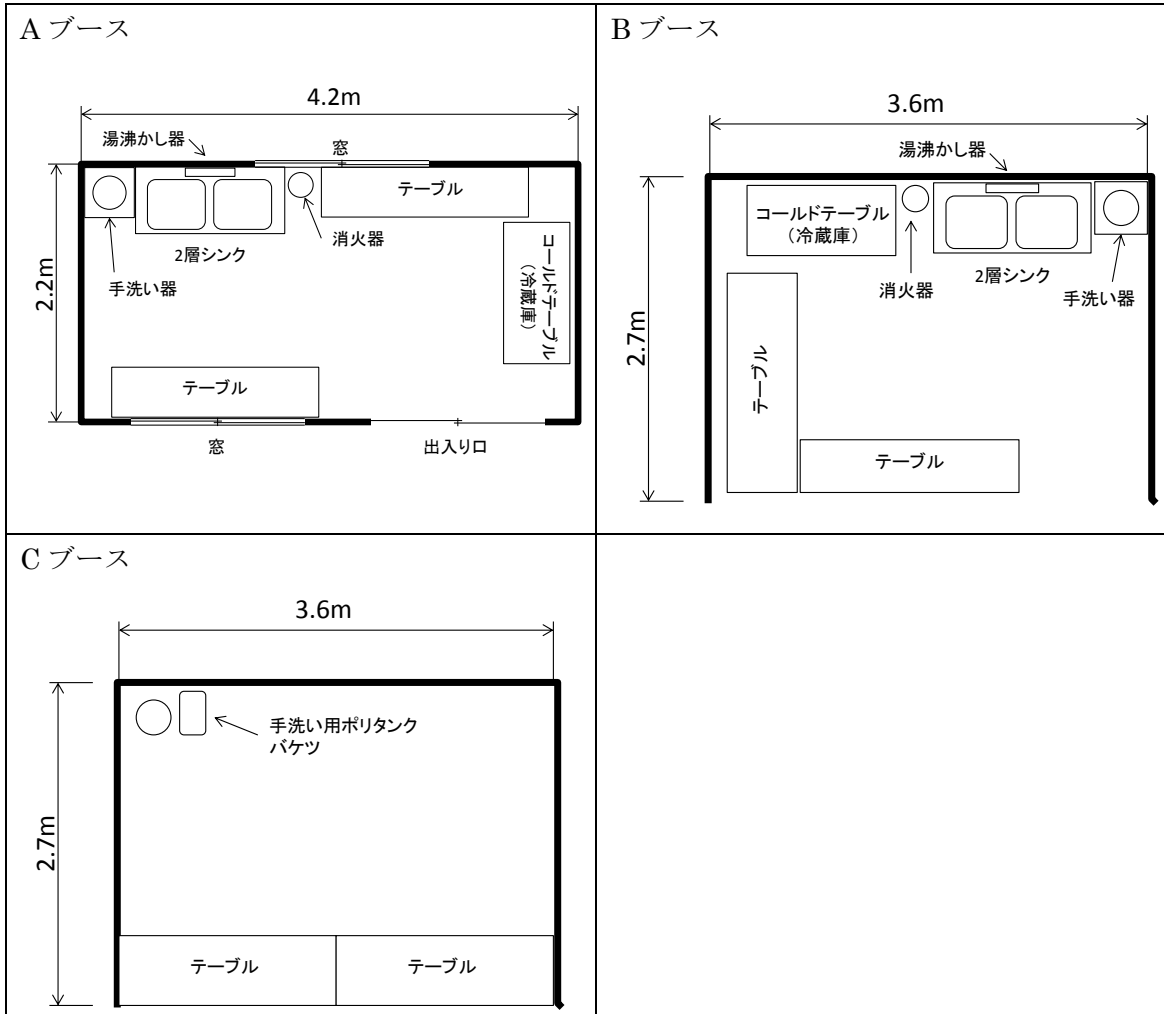
#### Cブース（テント販売タイプ）

サイズ	間口約 3.6m×奥行約 2.7m
備品等	テーブル 2 台、蛍光灯、100V 電源（1500W まで）、手洗い用タンク・バケツ、手指消毒液、テント上看板取り付けフレーム
備考	提供できる商品は「臨時出店者が出店する場合には」に規定されたもので包装済みの商品のみ。複数のメニューを提供可能。





標準装備レイアウトイメージ



テント上看板取り付けフレーム

出展者が持ち込む「テント上看板」を取り付けるフレーム（左）または運営事務局が作成する「店舗名サイン」を取り付けるフレーム（右）のいずれかを選択できる。

